

竹原市総務文教委員会

令和7年11月27日開会

(付託議案)

- 1 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 2 議案第52号 市立竹原書院図書館の指定管理者の指定について
- 3 議案第54号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 4 議案第55号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第56号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第57号 竹原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
- 7 議案第59号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第60号 令和7年度竹原市一般会計補正予算(第6号)

(その他)

- 1 今井政之顕彰施設整備に向けた取組状況について(文化生涯学習課)
- 2 閉会中の継続審査の申出について

(令和7年11月27日)

出席委員

氏 名	出 欠
堀 越 賢 二	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
蕎 麦 田 俊 夫

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 木原昌伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 部 長	向 井 直 毅
企 画 部 長	國 川 昭 治
教育委員会教育次長	沖 本 太
総 務 課 長	品 部 義 朗
財 政 課 長	大 川 真 功
危 機 管 理 課 長	岡 元 紀 行
D X 推 進 担 当 課 長	吉 本 綱 一
文 化 生 涯 学 習 課 長	中 原 有 美

午前9時56分 開会

○委員長（堀越賢二君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言にあたっては、挙手の上、委員長の許可を終えた後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めて参りますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第4回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第4回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第50号外7議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けて参ります。審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行って参りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） 御異議なしと認め、そのように執り行います。なお、執行部からの説明は以後座ったまま行っていただいで結構です。

議案第50号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案者の説明を求めま

す。

財政課長。

○財政課長（大川真功君） それでは、議案第50号の工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

本案は、仮称ではありますが、賀茂川学園整備工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、義務教育学校を設立することに伴い、賀茂川中学校の校舎及び屋内運動場などを義務教育学校として使用するために、新たに改修等を整備するものであります。

主な工事内容といたしましては、既存校舎及び屋内運動場などの改修工事、それから既存校舎における配膳室等の増築並びにグラウンドなどの遊具の新設を行うものであります。

契約の相手方の決定方法につきましては、市内建設業者の入札参加機会の確保も考慮した上で、特定建設共同企業体による事後審査型の条件付き一般競争入札として、建設工事等入札参加者選定委員会を本年8月22日に開催をしております。その上で、それぞれ要件を定め、同日8月22日に入札を公告しております。9月26日に電子入札システムにより開札を行った結果、有効な入札を行った特定建設共同企業体1者の平原建設・三好組特定建設工事共同企業体について、事後審査を行ったところ、資格要件を満たしているということで、落札者と決定し、令和7年11月10日に仮契約を行っております。

契約金額につきましては、6億6,470万8,000円で落札率は99.9%であります。

工期につきましては、完成期間を令和9年1月29日と定めて工事を行って参ることにしております。

説明は以上です。

○委員長（堀越賢二君） それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

川本委員。

○委員（川本円君） ただいまの説明の中で、校舎の改修工事であるとかっていうお話をされておりましたが、その中に屋内運動場を整備するっていうふうに書いておりますが、義務教育学校の設立にあたって、屋内運動場、いわゆる体育館ですね。体育館の整備が必要っていうのがちょっと私、理解できないのですが、具体的にどういうふうなことを改良する必要があるのか、あるのでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） ただいま屋内運動場の整備ということでございます。確かにですね、屋内運動場は既にあります、老朽化している部分もあるということで、これに合わせて改修することによってですね、これまでの必要経費が随分軽減できますので、やっぱり義務教育学校を新たに開校するという意味でですね、こちらの屋内運動場の改修、それから、などって言いましたが、柔剣道場もありまして、こちらの改修もあわせて行いたいというものであります。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） ですから、古くなったものをまた新しく更新する、部分的に更新するというふうな解釈でよろしいですね。はい、わかりました。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） まず、1回目の入札で流れた経過があると思います。今回、1者ということなのですが、条件を少し緩やかにしたと言われましたが、どういうふうな条件をどのようにされたのかをお伺いします。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） ただいまの質疑に対してですが、1回目のときにいろいろ条件設定をした中の1つとしてですね、この今回改修をする賀茂川学園の校舎の総面積がですね、約3,000平米ということで、この3,000平米の工事をこれまで担当した現場代理人とか主任技師、こちらのほうの配置を基準として設定しておりましたところ、応札がなかったということで、いろいろ我々もどこに原因があったのか調査をしたところですね、やっぱりその3,000平米の公共工事の経験というところが少しハードルになっ

ているのではないかというようなことがですね、確認できましたので、こちらのほうの平米数の条件を取っ払いまして、その上で主任技術者または現場代理人の配置というふうに変えてですね、公告を再度行って、その結果として、1者の共同企業体の応札があったということでございます。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） 金額はそのままで、そういう条件を緩和したということだと思うのですが、正直そういうことで不備が起きないのかなっていう心配もありますが、最初からですね、入札なので、1者だけではなく、やっぱり2者、3者、いろんな業者が入れるように、できればそういう部分を最初から緩やかにして、いろんところが地元はもちろん、業者ですけど、入ってこれるような状況にさせていただきたいなど。最初の入札で入れなかったから、ちょっとその辺を緩和していきますっていうことで今回応札があったみたいですが、ただ、それを最初からその条件をクリアしていれば、緩やかにしていれば、もっと違った意味で最初の入札で落札もできたと思うし、また1者だけではなく、2者、3者と入れるのではないかなとは思いますが、今後、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） ただいまの質疑ですが、確かにですね、条件設定については、今回1回目で応札がなかったということで、そこは我々も課題があったということで、改めたということでございます。おっしゃられるようにですね、我々も普段から市内事業者への発注をいかにですね、できないかというので、今回もそういったことを考慮しながら条件設定をしましたが、今後につきましてもですね、やはり今ご指摘がありましたように、よりたくさんの方の事業者様にですね、応札していただけるような条件設定を考え、かつ、工事の安全管理ということも考えながらですね、努めて参りたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第54号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） 竹原市職員の給与に関する条例等の一部改正、別紙がございますので、そちらで説明をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。よろしいですかね。

まず、1項目目についてでございます。こちらにつきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告、これが令和7年8月7日に勧告されましたけれども、それを踏まえまして、国あるいは近隣自治体等の状況を鑑みまして、人事院勧告に沿ってですね、職員の給与月額、期末勤勉手当及び通勤手当の改定を行うものとしております。

2番目としまして、人事院勧告の概要についてでございます。まず、（1）番目の月例給についてでございますけれども、官民格差を解消するためにですね、給与月額を引き上げるということになっておりますが、その内容としましては採用市場での競争力の向上という大きなねらいがございまして、そのために初任給を大幅に引き上げるということと、あとは若者に重点を置きつつ、その他の職員についてもですね、昨年を上回る引き上げを行っているところでございます。（2）番目のボーナスについてでございますけれども、こちらにつきましても、民間の支給割合に見合うようにですね、年間の支給割合をですね、4.60月から4.65月に0.05か月分引き上げるとともにですね、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともにですね、0.025月分ずつですね、均等配分することとしております。実際の令和7年度の支給月数と令和8年度の支給月数については表のとおりになっておりまして、令和7年度につきましては0.05か月分を12月に払うということで、そちらは0.025月分ずつ配分をしているという状況でございます。

次に、3番目の通勤手当についてでございます。こちらにつきましては、自動車等の使用者に対する通勤手当についてですね、民間の支給状況を踏まえて、見直しを行うものとなっております。まず、令和7年4月1日に遡っての部分につきましては、現行の距離区

分、いわゆる60キロ以上まで今、設定をしておりますが、そちらにつきまして、200円から7,100円の幅で引き上げていきたいと思います。令和8年4月1日からにつきましては、100キロ以上を条件とする新たな距離区分の新設と5キロ刻みによって新設される部分と、あとは1か月当たりですね、5,000円を上限とする駐車場の利用に対する通勤手当を新設するというふうな内容になっているものでございます。

それに伴いまして、3番目の本市の対応についてでございますが、こちらにつきまして人事院勧告に沿って改定を行うものとしておりまして、まず(1)番目の一般職の月額給与につきましては、大卒の初任給を1万2,000円引き上げるとともにですね、若年層に重点を置きつつ、その他職員についても給与月額の上昇を行うものとしております。次に、(2)番目の期末勤勉手当につきましては、一般職及び再任用職員につきましては、あと、市議会議員及び特別職の期末手当につきましては、年間の支給月額を0.05か月分引き上げるというふうな内容でございます。(3)番目の会計年度任用職員の給与改定につきましては、一般職の給与改定に準じまして、給与月額、期末勤勉手当の年間支給月数の引き上げを行うものとしております。(4)番目の自動車等に対する通勤手当の引き上げにつきましては、令和7年度からの部分につきましては、本市の今の通勤手当の状況でいきますと、現行の2キロ以上から15キロ未満につきましては、ちょっと国の基準よりは高いということでここは据え置きまして、15キロ以上から60キロ以上の距離区分について、国の基準に合わせて引き上げるとともにですね、令和8年4月からですね、60キロ以上になりまして、65キロ以上から100キロ以上の区分につきまして新設しまして、国の基準に合わせる内容となっております。

次のページ、4番目の項目になりますけれども、今回の人事院勧告に伴いまして改正する条例につきましては、竹原市職員の給与に関する条例、竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する条例があります。なおですね、竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例並びにですね、竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例につきましては、それぞれの議案がありますので、後程説明をさせていただきます。

5番目のですね、改正の内容についてでございます。まず(1)番目のですね、給与月

額につきましては、一般職の常勤職員の給料表の給与月額を若年層に重点を置いて引き上げまして、会計年度任用職員につきましても一般職の常勤職員の改定に準じまして、給料表あるいは基礎月額を改定するものでございます。(2) 番目のボーナスについてでございますけれども、一般職の常勤職員の期末手当、勤勉手当の年間支給額を0.05か月分引き上げ、常勤職員につきましては年間4.60月から4.65月、再任用職員につきましては2.40月から2.45月にするものでありまして、会計年度任用職員の期末勤勉手当につきましては、一般職の常勤職員に準じて改定するものでございます。令和7年度、令和8年度の支給内訳につきましては、表のとおりになります。網掛けしているところが今回7年度、8年度に改定する内容になっております。(3) 番目の通勤手当についてでございます。こちらにつきましても、令和7年4月から自動車等の使用者に対しまして、現行の15キロ以上から60キロ以上の距離区分について、国の基準に合わせて引き上げるとともに、令和8年4月からですね、65キロ以上から100キロ以上の距離区分について新設し、国の基準に合わせるものとしております。

4番目の施行期日についてでございますけれども、国の給与表がですね、まだ公布、施行されておられませんので、それが施行されるときから実施するということになりますので、規則で定める日からとさせていただきます。令和8年度の期末勤勉手当並びにですね、通勤手当、令和8年度分実施につきましては、令和8年4月1日から実施をいたしまして、また、給料表及び通勤手当の令和7年4月実施分については令和7年4月1日から、令和7年度の期末手当、勤勉手当につきましては令和7年12月1日から適用いたします。

最後、6番目になりますけれども、影響額につきましては全会計ベースで令和7年度につきましては7,913万5,000円、そのうち会計年度任用職員につきましては3,076万3,000円となっております。

議案第54号については以上でございます。よろしく願います。

○委員長(堀越賢二君) それではこれより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答で願います。

川本委員。

○委員(川本円君) 説明する内容においては人事院勧告の概要の中で、通勤手当のどこ

ろですね、表の中にある下側のところにある駐車場等の利用に対する通勤手当を新設すると。1か月5,000円を上限とするというふうな文言を書かれているのですが、本市の対応の中においてはそれが見当たらないのですが、本市はこれは行わないっていうふうに思っているのですか。

○委員長（堀越賢二君） 総務課長。

○総務課長（品部義朗君） この部分につきましてはですね、まだ国のほうからですね、何か詳しい指針が出ていないということもありますし、まだ県内の自治体においてもいろんな駐車場の形態がありまして、こちらは今検討中ということですので、今回の議案には今上げていないということでございます。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） はい、わかりました。それで、1か月当たり5,000円上限の駐車場等にその手当っていうことは、それ、ご自宅近くにある駐車場を借りた場合にそういったことが発生するっていうふうに考えるのですか、この場合。

○委員長（堀越賢二君） 総務課長。

○総務課長（品部義朗君） 駐車場の助成ということでございますので、やはりこの庁舎に勤務する場合を例にとりますと、当然そこに来るときにですね、やはり車で来られる方は何らか、やっぱり駐車場を必要とされますので、その部分についての助成ということになりますので、当然今回人事院勧告の中でいきますと、今まで距離区分に応じて通勤手当というものが支給されておりますけど、それプラスですね、上乗せをするというような形になろうかと思えます。

○委員長（堀越賢二君） 自宅に置く駐車スペースでなくて、仕事に来た、こっちに来たときの駐車場のことに関してであります。駐車場があるけれども、ご自身で借りられている場合もそれはあるとは思いますが、少しかみ合っていない部分があったのかなと思いますけど。

川本委員。

○委員（川本円君） そういったこちら側に自分で直接ね、駐車場を借りられている人と

というのはどれぐらいいらっしゃるのですか。

○委員長（堀越賢二君） 自身で、市の駐車場でなくて、別でご自身で借りている方とはという質疑でございます。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） 先ほどの委員長の説明の補足なのですが、今、市としましては一応保健センターの前に駐車場を民間から借りて、そこに職員が停めておりますけれども、それ以外の部分につきましては今11名いらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） よろしいでしょうか。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） 通勤費のところなのですが、給与額とか期末手当は以前からずっと人事院に合わせてやってきました。上がったときは上げる、下がったときは下げる。そういう、よそのまちとは違って厳格にやってきたつもりです。ただ、この通勤費っていうのはあまり聞いたことがないので、これはこの額も国に合わせないといけないというルールを竹原市は持っているのですか。そこをお聞きします。

○委員長（堀越賢二君） 通勤手当ですかね。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） 通勤手当につきましては、大体10年に1回ぐらいの見直しの中で対応させていただいておりますし、本市としましても、これまでもですね、やっぱり国が通勤手当を見直したときに合わせてですね、改定をしておりますので、今回も国の改定がありましたので、改定をさせていただいているということでございます。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 合わせなくてもいいということだと思うのですが、合わせてきた事例はあるけども、合わせないといけないっていうルールはないですね。私の感覚だと、その給与とか手当の部分は人事院に合わせて必ずそのようにしてきて、我々もそのように先輩から聞いておりましたので。っていうのは、よその市町では人事院が下げても下げなかったりした市町もありましたので、うちは人事院が勧告で下げろと言われれば下げ

るというふうに来てきたので、そこはいいと思うのですが、通勤費の部分はどうもその市町によって事情があると思うのですよ。例えば、竹原市は今、財政的にも大変だし、職員も一丸となってね、やっていこうということで、市長も市職員さんにはできるだけ市内に住んでほしいということを入試の面接でも言っているはずですよ。ですから、この遠くまで出していい、その国の法律ですから出していい、どこに住んでもいいという憲法があるのでしょうか、わざわざ遠くから通ってくださいますように聞こえるわけです。僕、性格が悪いので。こういうやり方をすると、何かずっと遠くから、市内に住まなくていいのですよっていうふうにね、聞こえるので。別に市内に住まない、住んでいる人がほぼほぼであれば、そんなに遠くから通っていただくなくても、竹原市に寮を造るとか、違う形でね、やっていただきたいと思うので、ぜひ、この通勤費っていうのは人事院に合わせなくてもいいのであれば、竹原市独自色を出していいのではないかと思いますけれども、それに対してはどのようにお考えですか。

○委員長（堀越賢二君）　あまり多くが適用になる手当ではないとは思いますが、すみません、先ほどの質疑に対して、答弁できますでしょうか。

総務部長。

○総務部長（向井直毅君）　おっしゃるとおり、できるだけ我々も市内に住んでいただきたいということを1つの方針として、今までも採用時においてもそういったお願いはさせていただいているところでございます。そういった意味で、実際、通勤費につきましては、15キロ未満を主に市内から通われる方については、独自区分として通常の国の基準より高めの設定はさせていただいている。それ以外については、人事院勧告に応じて通勤費の手当てというのは今までも適用させていただいております。

通勤費については毎年のことではないので、今回10年ぶりの人事院勧告の改定ということでございますが、その背景といたしましては、やはりガソリン代の高騰という部分も背景にあった中で、こういった人事院の勧告がされているということで、そこは今までも給与も合わせて通勤手当についても人事院勧告に合わせて、竹原市については改定をずっとしてきたという経緯も含めて、今回提案させていただいております。

もう1つ言いますと、特にこの令和8年4月1日からの実施予定の100キロ以上って

いう方については、ほぼ今、竹原市においては1名いらっしゃるだけでございますので。ちょっと福山のほうから通っている者がこの100キロ以上という部分に該当する人が1名ということで、今後、それが増えるか、増えないかっていう部分に関しては可能性としては増える可能性もあれば、なくなる可能性もありますけれども、基本的にはそういった人事院勧告に沿ってやらしていただければということで提案させていただいております。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 要は人事院勧告でなくて、独自でやっている部分もあるわけですね。15キロ以内は人事院勧告よりも高い。僕はそこのほうがおかしいと思うのですよ。人事院勧告でいいじゃないですか、そこは。そういう自由度があるのであれば、市外から15キロ以上のところからの人は、極端に言ったら0とかね。にして、極力、竹原市内に住んでくださいよというのをこう表現化しないと。市長が一生懸命言ったって、結局は来ていいのですから。住んでいいのですよ。憲法でどこに住んでもいいっていうのがあるので、我々もなかなか言えないのですけど、面接のときにわざわざ竹原市にぜひ、住んでいただきたいということまで言っているわけですから。そうでしょう、言っていますよね。言っているはずですよ。我々もそのように竹原市内に住んでいただいて、税金のこともあるし、いろんな作業もあるし、自治会のこともあるし、そういうこともあるので、ぜひっていうことをね。そういう独自色っていうのはここで出せるのではないかなという思いで言っていますので、ぜひ、答弁はわかりましたので、その方向も検討していただければと思います。

これは議員からの一般質問でもあったことですし、私も同感のところがありますので、ぜひ、職員さんは市内にできるだけ住んでいただければというふうな思いで言っております。よろしく申し上げます。

○委員長（堀越賢二君） 15キロ未満のことについてはよろしいですか。

他に質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私もちょうと大川さんの分のところの質疑とかぶるところがあるのですが、今100キロ以上が1人おられるということがちょっとありました。それで、本

来は今、大川さんもあったように地元採用がね、やっぱりこの原則としてやるのが原則で、よっぽどいろんな事情とかね、あると思うのですが。ですから、確認したいのは、この1名の方というちょっと個別になりますけれども、採用時は竹原市におられて、例えば何らかの事情でちょっと遠くのほうに住まざるを得ないというような内容があったのかなっていう、そこらはちょっと確認できればお願いしたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） あくまでプライバシーに関わる以外のところでよろしいですか。

プライバシーのこともありますけれども、先ほどの質疑に対して、答えられる範囲で答えられれば。難しいかもしれないですね。採用時に竹原市にいたか、どうか。その部分については答弁できると思いますので。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） ちょっと1つ訂正をさせていただきたいのですが、100キロ以上ではなくて、今回65キロ以上の方が1名、60キロ以上のところについてが1名ということで、今100キロでなくて60キロ以上が1名おりますということで、まず訂正をさせてください。

その1名につきましては、採用時にはやっぱりこちらのほうにございましたけれども、家庭の事情等を踏まえまして、ちょっと市外のほうにということでございます。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第57号竹原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） それではですね、1項目目の要旨についてでございますけれども、令和7年4月1日付けでですね、国家公務員の旅費に関する法律とか、あるいは関係省令等が施行されたことを踏まえまして、本市におきましてもですね、国との均衡を図る観点からですね、国家公務員等の旅費制度の改正に準じた見直しを行う内容でございます。

次に、国の旅費法の改正の内容についてでございます。こちらの（１）、（２）のいわゆる要旨、趣旨あるいは背景の中についてでございますけれども、為替あるいは物価の変動によりましてですね、宿泊料とか移転料、いわゆる引越し費用というのが現在の規定額より超過するケースが見込まれているということ、あるいはですね、交通機関の料金体系が多様化したということで、出張実態に合わせた例外的な取扱いを行うことの事務の煩雑さとか、そういうことを踏まえまして、国内外の物価上昇など社会経済状況の変化に対応するとともにですね、事務負担の軽減を図るためにですね、旅費の計算に係る、いわゆる規定のですね、簡素化あるいは支給対象を見直しを行うというのが大きな趣旨となっております。

３番目のですね、改正の内容についてでございますけれども、こちらにつきまして、大きく３つございまして、まず１点目としまして、日当あるいは食卓料につきまして、宿泊手当への移行、宿泊料を定額支給から実費支給、上限付きでございますけれども、実費支給に変更すること、あるいは鉄道特急料金に関する距離制限の廃止をするなどですね、旅費の計算に係る規定の簡素化でございます。２点目としまして、出張やあるいは勤務実態に応じてですね、自宅発の出張に係る支給を可能にすること、あるいは旅行代理店等に対する直接支払いを可能とする旅費の支給対象の見直し、３点目としまして、法に違反して旅費を受給した旅行者等に対してですね、旅費の返納を求めるとともにですね、旅行者の給与等から控除することを可能にしました国費の適正な支出の確保についてでございます。

今回、国の旅費の改正に伴いまして、改正する条例につきましては、竹原市職員の旅費に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例、地方自治法第２０７条等の実費弁償に関する条例及びですね、竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例でございます。なおですね、竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例並びにですね、竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例につきましては、それぞれの議案で改正をいたします。

４番目のですね、改正の内容についてでございます。

（１）番目の表につきましては、下線部分が新たに変更あるいは新設する内容となっております。

それぞれについて説明をさせていただきたいと思いますが、（２）番目の交通費についてでございます。こちらにつきましては、鉄道賃における特急料金に係る距離要件を廃止するということとですね、鉄道賃、船賃、航空賃に関しては利用に対しての付随する費用、発券手数料、公用車の航送料あるいは手荷物料金等を支給対象とするものでございます。その他、交通費としまして、路線バスに加えましてタクシー、レンタカーその他交通手段にかかる経費を実費支給することが可能となります。

（３）番目の宿泊費等についての部分でございますけれども、従来の宿泊料につきましては素泊まり料金と夕食、朝食代が含まれた定額支給ということで、一般職については1万2,000円、特別職については1万3,000円支給をしておりましたけれども、このたびの宿泊費につきましては素泊まり料金の条件付きの実費支給となり、上限額につきましては、国家公務員等の旅費支給規程に準じて、都道府県で定める宿泊費基準額といたします。上限額の詳細につきましては4ページになりますけれども、こちらの一覧表のようになります。一番高いところで1万9,000円、一番安いところにつきましては8,000円ということで、8,000円から1万9,000円の間で都道府県ごとに設定されているものでございます。またですね、ホテルと交通費がセットになりましたパック旅行の費用に対して実費支給をします包括宿泊費とかですね、宿泊に伴いまして夕食、朝食の掛かり増し等の費用の諸雑費としまして、1日当たり定額を支給する宿泊手当が新設されたとともに、日当のほうを廃止します。

4番目のですね、転居費につきましては、旧移転料につきましては引っ越し料金というものがですね、時期とか地域によって大きく変動することから、定額支給というのが実態にそぐわなくなったということでこちらの実費支給となります。またですね、多様化する移動形態、例えば共稼ぎ世帯の増加とか、あるいは家族と一緒に引っ越しをするとか、そういうことを考慮しまして、扶養親族のみを支給対象とする方式と方法というものが、時代遅れになりつつという指摘もございますので、扶養しているかどうかに関わらずですね、職員と生計、同居してですね、生計をともにする同居家族に対しても支給対象とする家族移転費が新設されます。その他ですね、赴任先でですね、新居等への入居が間に合わない場合などですね、一時的な宿泊が必要な場合につきましては、上限を定めてですね、

着後滞在費というものを新設いたします。

(5) 番目のその他についてでございますけれども、旅行者に対する旅費の支給に変えてですね、旅行役務提供者、旅行代理店とか鉄道会社等に対するですね、直接支払いを可能とします旅費の支給対象の見直し、あるいは条例や規則に違反してですね、旅費を受給した旅行者に対して、旅費の返納あるいは給与等からの控除を可能とする旅費の適正な支出の確保についてでございます。

(6) 番目の施行期日につきましては、令和8年4月1日からいたします。議案第57号につきましては以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） 宿泊費のところなのですけども、4ページか。これ、東京が1万9,000円出ていますけども、これの根拠はあるのですか。

○委員長（堀越賢二君） 総務課長。

○総務課長（品部義朗君） こちらの上限額の設定についてでございますけれども、こちらにつきましてはいわゆる最近のですね、物価上昇あるいはインバウンドの需要の増加によりですね、そういうことを踏まえまして、地域ごとの実勢価格ということで上限額を定めさせていただいているということでございます。大きな内容としましては、先ほど言いましたように、やはりインバウンドとか物価上昇の関係でですね、特に地方都市よりもですね、首都圏あるいは観光地がどうしても高く設定されているということでございます。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 市長とか議長は急に行く場合がありますよね。これ、1か月とか前に予約が取れば、この値段で探せることは可能だと思うのですけれども、東京は相当な額がかかることがあるのです。何かの弾みでどこもホテルが空いてなくてというところもありました。そういうときは、例えば2万2,000円で泊まったとするじゃないです

か。その差額は市長、議長は実費で払うということでいいですか。

○委員長（堀越賢二君） 総務課長。

○総務課長（品部義朗君） そういう場合も当然想定されると思います。その部分につきましては、やはりですね、特別な事情があるということになりますので、その部分につきましては当然実際にいろんなことを確認した上でですね、やはり上限額を超える場合についても、その分は実費支給というのが原則でございますので、その辺りは対応させていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

多分、実費というのが超えた部分に関して、個人負担なのかどうかというのをもう一度その部分だけ明確に答弁願います。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） 上限額を超える部分についてでございますけれども、やはり特別な事情とか、そういうものが認められる場合につきましては、上限額を超えた部分についても支給をするということでございます。

以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） その実費を自分が払うのではなくて、そのこの実の部分を上乗せで払うということです。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第55号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案と議案第56号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は関連がありますので、一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） それではですね、議案第55号及び第56号につきましては関連がございますので、一緒に説明をさせていただきます。資料のほうで説明をさせてい

たきます。

1番目の概要についてでございますけれども、令和7年度ですね、竹原市職員の給与改定の実施及びですね、職員の旅費の見直しに合わせまして、市議会議員及び特別職に係る期末手当の支給割合及び費用弁償の改定を行うものでございます。

2番目の改正の内容についてでございますけれども、(1)番目の期末手当の改正につきましては、市議会議員及び特別職の期末手当の年間支給月額を4.60か月から4.65か月の0.05か月引き上げます。令和7年度及び令和8年度の支給内訳につきましては表のとおりとなっております。網掛けの部分が改正の内容となっております。(2)番目の費用弁償、旅費についてでございますけれども、市議会議員及び特別職の費用弁償につきましては、一般職の職員と同様に扱うということにしております。対象項目あるいは対象費目につきましては、下の表のとおりでありますけど、交通費とあとは宿泊費等になります。

(3)番目の施行期日につきましては、規則で定める日から施行いたしますけれども、令和8年度の期末手当及び費用弁償、旅費につきましては令和8年4月1日から適用いたします。また、令和7年度の期末手当につきましては、令和7年12月1日から適用いたします。

議案第55号及び第56号につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長(堀越賢二君) ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

松本委員。

○委員(松本進君) ちょっと確認だけ。今、それぞれ議員と市長等の引き上げの影響額と申しますかね、それをちょっと確認のために。議員と、あと市長、特別職、個別に。

○委員長(堀越賢二君) 総務課長。

○総務課長(品部義朗君) 今回の人事院勧告に伴いまして、まず議員の期末手当の影響額につきましては38万7,000円、特別職の期末手当につきましては12万円の影響

額でございます。

以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第60号令和7年度竹原市一般会計補正予算第6号を議題といたします。提案者の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（大川真功君） それでは、お手元にあります令和7年度補正予算案一般会計第6号の概要について、ご説明をいたします。

このたびの補正予算案につきましては、人事院勧告を考慮した改定及び令和7年4月1日付けの人事異動などに伴い、人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整することを初め、入院件数の増加や制度改正に伴う特例加算の増加による生活保護費の増額、こども園給食調理や放課後児童クラブの業務委託に伴う関係施設の修繕費用を計上する他、令和7年度内に完了できない事業の繰越明許費、令和8年4月からの事業執行に伴い、年度内での入札執行を可能とするための債務負担行為の追加及び変更が主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,515万円を増額し、総額を158億2,312万9,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加、変更を行う内容となっております。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、衛生費、商工費、教育費において追加計上、議会費、農林水産業費、土木費、消防費において減額計上をするもので、その個別の内容については、3ページ以降をご覧くださいいただけたらと思います。

まず、3ページ目の上の段でございます。人件費の補正につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴う職員人件費などの過不足を調整するもので、ほぼ全款にわたり調整を行っております。

続いて、同じページの下段になります。民生費、障害福祉事務に要する経費について、事業補償費108万7,000円、児童発達支援センター等機能強化事業委託料53万3,

000円、合わせて162万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、児童発達支援センター等機能強化事業委託料に係る消費税の取扱いにつきまして、事業を開始する前に広島県に非課税、課税の事業別の確認をいたしましたところ、非課税事業ということで事業を始めておりましたが、本年になりまして、国からですね、各自治体に通知がありまして、当該事業につきましては課税対象となるという判断がなされたため、各法定申告期限から5か年分の消費税相当額を委託事業者へ支払うための経費を増額するものであります。広島県におきましても、同様に消費税の増額をするということで確認をしております。財源につきましては、国庫支出金26万6,000円、県支出金13万3,000円を充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、4ページの上の段をご覧ください。民生費、国民年金一般事務に要する経費について、システム改修委託料152万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、令和7年度の税制改正により所得税の特定親族特別控除が創設されたことから、年金事務の円滑な施行に向けて必要なシステム改修を行うものです。財源につきましては、全額国庫支出金になります。

続いて、下の段でございます。民生費、保育所施設管理に要する経費について、修繕料90万円、備品購入費60万円、合わせて150万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、こども園給食調理業務を委託するに当たり、調理室の各施設を健全な状態で引き渡すことで、委託期間中の責任分担の明確化を図るため、不良箇所を修繕及び備品購入を行うものであります。財源につきましては、全額一般財源になります。

続いて、5ページの上の段をご覧ください。民生費、放課後児童クラブに要する経費について、修繕料120万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、放課後児童クラブの運営業務を委託するに当たり、各施設を健全な状態で引き渡すことで、委託期間中の責任分担の明確化を図るため、不良箇所を修繕するものであります。財源につきましては全額一般財源になります。

続いて、同じページの下の段でございます。民生費、生活保護各扶助に要する経費について、生活保護費3,892万9,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、生活扶助費の特例加算制度の施行や医療扶助費の入院件数の増加などにより、各扶

助費の増加が見込まれるため、生活保護費を増額するものです。財源につきましては、国庫支出金2,919万6,000円を充当し、残りを一般財源とするものです。

以上が補正の内容で、1ページ目に戻っていただけたらと思います。こちら、歳入のほうになりますが、先ほど申しました事業の特定財源に加えて、最終的な調整をですね、令和6年度の決算剰余金の一部を繰越金として計上することで収支の均衡を図っております。

続きまして、繰越明許費の説明になります。7ページをご覧ください。

まず、上の総務費からでございます。戸籍システム等の更新標準化事業につきまして、ふりがななど国の法改正によるシステム改修範囲の拡大により、改修作業に不測の日数を要したことから、年度内の業務完了が困難となったため、繰り越しを行うものです。

続きまして、土木費、緊急自然災害防止対策事業につきましては、地質調査の実施など詳細設計に不測の日数を要したため、年度内での工期の確保が困難となったため、繰り越しを行うものです。

続いて、農林水産業費、森林経営管理事業につきましては、現地土壌の状況確認などに不測の日数を要したため、年度内の業務完了が困難となったことから繰り越しを行うものであります。

続きまして、土木費、緊急自然災害防止対策事業の道路になります。現地調査に不測の日数を要したことから、年度内での工期の確保が困難となったため、繰り越しを行うものです。

続きまして、土木費、市道中通須方線道路改良事業につきましては、地権者との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、繰り越しを行うものです。

その下になります。土木費、橋梁維持改修事業につきましては、現地調査に不測の日数を要したことから、年度内での工期の確保が困難となったため、繰り越しを行うものです。

その下の緊急自然災害防止対策事業、河川につきましては、現地調査などに不測の日数を要し、年度内での工期の確保が困難となったため、繰り越しを行うものです。

最後になりますが、特定都市河川浸水被害対策事業につきましては、広島県の実施する河川改修事業との調整に不測の日数を要したため、年度内での工期の確保が困難となったことから、繰り越しを行うものであります。

以上が繰越明許費の説明になります。

続いて、4番の債務負担行為の説明です。

まず、追加分からです。学校施設電気工作物保守業務に要する経費につきましては、市内学校施設などの自家用電気工作物保守管理業務の実施に係る期間及び限度額について定めるとともに、令和8年4月1日からの業務委託について、年度内に入札手続きが可能となるよう債務負担行為の追加を行うものです。

続きまして、デマンド交通運行に要する経費につきましては、竹原市デマンド型乗合タクシー運行業務に係る期間及び限度額について定めるとともに、令和8年4月1日からの業務委託契約について、年度内に入札手続きが可能となるよう債務負担行為の追加を行うものです。

続きまして、竹原市火葬場運営に要する経費につきまして、同施設の指定管理業務の期間及び限度額について定めるため、債務負担行為の追加を行うものです。なお、火葬場につきましては、令和7年10月30日にプロポーザルを実施しております。2者、応札のうちから株式会社日本斎苑を候補者としております。

続いて、教材整備に要する経費につきましては、1人1台端末にかかる備品購入費の限度額について定めるとともに、令和9年2月から使用するため、年度内に入札手続きが可能となるよう債務負担行為の追加を行うものです。

市立竹原書院図書館に要する経費につきましては、同施設の指定管理業務の期間及び限度額について定めるため、債務負担行為の追加を行うものです。なお、こちらの経費につきましては、令和7年10月9日にプロポーザルを実施してありまして、応札者が1者でありまして、株式会社図書館流通センターを候補者としております。

次に、変更についてでございます。

産業医業務委託に要する経費につきまして、当該委託業務の期間及び限度額について定めるとともに、令和8年4月1日からの業務委託契約について、年度内に入札手続きが可能となるよう債務負担行為の変更を行うものです。

続いて、こども園給食調理に要する経費につきましては、本市こども園の給食調理業務の期間及び限度額について定めるため、債務負担行為の変更を行うものです。なお、こち

らにつきましても、令和7年9月25日にプロポーザルを実施しておりまして、応札者3者のうちから一富士フードサービス株式会社を候補者としております。

続きまして、放課後児童クラブに要する経費につきまして、本市放課後児童クラブの運営業務の期間及び限度額について定めるため、債務負担行為の変更を行うものです。なお、こちらにつきましても、令和7年9月11日にプロポーザルを実施しております。応札者3者のうちから株式会社明日葉を候補者としております。

続きまして、県道維持管理に要する経費につきまして、県道施設の維持管理業務の期間及び限度額について定めるとともに、令和8年4月1日からの業務委託契約について、年度内に入札手続きが可能となるよう債務負担行為の変更を行うものです。

続きまして、竹原港駐車場管理運営に要する経費につきまして、当該駐車場の管理運営業務の期間及び限度額について定めるとともに、令和8年4月1日からの業務委託契約について、年度内に入札手続きが可能となるよう債務負担行為の変更を行うものです。

最後になります。本川排水機場維持管理に要する経費につきまして、樋門施設の維持管理業務の期間及び限度額について定めるとともに、令和8年4月1日からの業務委託契約について、年度内に入札手続きが可能となるよう債務負担行為の変更を行うものです。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本進君） 最後のほうに説明があった債務負担行為の分でお尋ねしたいのは、変更の分で放課後児童クラブの運営の変更があって、この金額はその変更前と後を比べると4,600万円余り、金額の幅が大きいかなというのがあって、この変更の主な内容とその理由ですね、説明していただければ。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） ただいま質疑のありました放課後児童クラブの金額の変更ということでございます。主な内容につきましてもはですね、理由も一緒になるのですが、人

事院勧告に伴いまして、人件費が増加したということで、こちら交渉の中でですね、職員さん、今現在働いていただいておりますが、この方が全員そちらに移るかどうかは今後、その個人さんの判断等もあるのですが、そういった方々の給料の増加分も見込んでの増加ということが理由になります。以上です。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

川本委員。

○委員（川本円君） 主な事業の内容に中身も入ってよろしいですか。

それでは、ページで言いますと5ページの上、放課後児童クラブの業務委託に伴う施設修繕費のところについて伺います。よろしいですか。ここでは当然、先ほどから出てるように業務委託、これからしていくということで、理由としては施設を健全な状態で引き渡すために、今回修繕を行うのだというふうに明記されております。それを見ると、実施場所のほうは忠海、吉名、竹原、竹西、荘野、東野、中通というふうに書かれております。健全な状態で引き渡すため、今後、特に北部地区の仮称賀茂川学園に伴って、当然その荘野、東野というのはおそらく使われなくなると思うのですが、その辺りで健全な状態で引き継ぐために予算をここで使うというのは、引き渡すまでに修繕しなきゃいけない部分があるのかもしれないのですが、この文言に対して、ここに実施する場所というのがちょっとそぐわない部分が私はちょっと感じるのですが、これはどういうふうに考えていますか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 放課後児童クラブ業務委託の修繕箇所に関する質疑でございます。確かにですね、今ちょっとこちら実施場所ということで、荘野、東野という表現があって、ご指摘のようにちょっとわかりにくいということだと思います。大変申し訳ございません。使わなくなる施設につきましては、もちろん修繕はいたしません。どっちかというところクラブの施設という意味でですね、こういった表現で書いておりまして、今後使う施設について改修するということをご理解いただけたらというふうに思います。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） はい、使いませんって今おっしゃいましたけど、だから、荘野、東

野には修繕費が充てられないということですか。それとも、ごめんなさいね、その引き渡すまでに引き渡すといっても引き渡すしかないのですからね。それまでにどうしてもその照明とか、どうしても今のうちちょっと手直ししておかないと、子どもたちがその有益に使えるなくなっているっていうふうに解釈していいのか、その辺りだけちょっとはっきり。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 具体的なですね、修繕の内容についてはですね、まず、こちらに書いてある照明のLED化というものについては、中通放課後児童クラブ、こちらがですね、まだLED化になっていないということで、こちらの1施設をLED化する修繕になります。あとはですね、建具調整等というふうに書いてあるのですが、具体的にはですね、各クラブの畳の表替え、それから、各クラブの経年劣化に伴う小修繕ということで、例えば、ドアノブの交換とか建具の調整ということになっております。

表現の中でですね、健全な状態で引き渡すという表現をしておりますが、こちらについてはですね、今現在、問題があるのかということになればですね、問題はないというふうにとらえております。こういった表現をしたのはですね、市と今度受託される事業者とともに確認したところですね、受託者様のほうからいろんな意見がある中で、お互いに接点を見いだしたところが修繕箇所というふうに出てきましたので、そういった意味でですね、健全な状態で引き渡すという表現でご説明したところでございます。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

道法委員。

○委員（道法知江君） ページ数で言うと、3ページの地域障害児支援事業をなのですけども、財政課長のご説明をいただくと、今までのこれ県として23市町あるけど、皆その県内における障害児支援事業が非課税だと思っていたところが課税対象になるんだっていうことの説明なのかなと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 今、障害福祉事務に要する経費についての質疑でございます。こちらのほうにつきましては、今質疑がありましたように、そういった理解で問題ありま

せん。

具体にはですね、これまで国から示されていたこういった事業に関する要領と申しますか、ここがですね、個別具体的な事業が示されていまして、大体どう言ったらいいですかね、ざっくりという表現がいいのでしょうかという表現の中でされていたものが、いろんな判断の中で個別の事業が明確化されたというのが直近に示されております。そういった中で、これが課税事業ということになったことで、本市もしくは広島県においてもですね、委託先の事業者様に遡って消費税分をお支払いするという経緯に至ったということでございます。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 最初のご説明を聞いたときに、やはりその5か年分ということになると、様々な市の財政にもね、大きな影響があるというふうに思っております。それが本市だけではなく、県内、全部、障害児の支援事業に関わるところが、いわゆる非課税が多いですね、福祉分野って、非課税だと感じていた。それが課税対象だったということになると思うのですが、その場合に県に対してのそれぞれ市町が正式な見解ってどうか、何か文言を言っていける立場であるのかなと思うのですが、そこら辺は難しいって言うことですか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 今、こういった判断がされたことに対する意見の提言ということの質疑だったと思います。我々といたしましてもですね、おっしゃられますように遡って負担するということは財政的に負担があるというふうに認識しております、担当課にはですね、県というよりも県を通じて国のほうにですね、意見、提言ができないのかというような話はしておりますが、この度のことにつきましてはですね、決定事項ということですね、これをお支払いしないと延滞金も含めて発生してくるような状況にもありますので、今回はこういった補正予算を上げて提案したということでございます。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 児童発達支援センターというのは児童福祉法に基づくということ

だと思うのですけども、であるならば、本市の場合の施設に関しては、いわゆる成人の継続というのが常態化しているのではないかというふうに思うのですけども、先ほど言われていた課税、非課税になるということの詳しい中身というのは私はわからないのですけれども、成人に利用した、成人の対象者もいるのではないか。そうすると、これは障害福祉法ではなく、もう障害者の総合支援法に基づくものではないかと思うのですけど、その点はどのようなのでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） ちょっと法的なですね、今回詳しいところっていうのはですね、詳細までは確認をしておりますが、こども家庭庁の支援局、障害支援課、ここから通知があったということで、このような判断がなされておまして、県の担当課にもですね、先ほど言われましたようにうちの担当も1回ではなくてですね、複数回確認をしておりますが、それを含めて県の担当課が国に確認したところですね、やはり課税事業というようなことで今回のような経緯に至ったということでご理解いただけたらと思います。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） そうすると、今後は委託先がいわゆる課税分とかっていうのは毎年チェックしていかないといけないというふうに思うのですけども、そういったチェック体制ですよね。それはだから、児童になるのか、成人利用者になるのかっていうことは市としてどのように把握されているのでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） こちらにつきましてはですね、先ほども申しましたように、こども家庭庁が国の担当ということでですね、ここから判断しますと、基本的には児童ということになるのかなというふうに思いますが、今、先ほど来、委員が言われますようにですね、今この委託している施設というのは児童だけを対象にした施設ではございませんで、成人の方もおられます。この他にも委託事業を行っておりますので、やはりご指摘のようにですね、今後におきましても課税、非課税、判断をですね、事業を委託する前に県にやっぱり確認をした上でですね、委託事業の契約を結ぶ、こういったことが必要かなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） よろしくお願いいたします。成人した利用者が安心して通える支援の施設ではないかなと思っていますので、受け皿がかなり不足しているということもありますので、実は卒業できずにずっと居住し続けているというのが実態ではないかなというふうに思っています。総合的に市としてどのように今後、それも含めて対応していくのかなということもありますので、お願いしたいと思います。

あとは、国のほうから子ども家庭庁になったということで複雑な非課税か課税かっていうことで、今回の5年分ということであると思うのですが、これはやっぱり皆さんの血税からということでもありますので、今後は慎重に事業者と一緒にチェックをしていただくような課税のチェックをしていただくようお願いしたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。

副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 1点、訂正、訂正ということでもないので、県からの情報ではこの該当事業をですね、実施しているのは当市と県と坂町のみというふう聞いており、県内一円ということではないようで、該当市町は非常に少ないというふうにお聞きしております。あわせて、先ほどおっしゃられたように、従来から非課税の事業ということを通じた国のほうにも何回も確認した上でこの事業を進めてきておまして、急というのが正しいと思いますが、突然に子ども家庭庁のほうから、これの事業については課税対象であるということが、この通知がなされたということでございますので、従来から非課税であることの確認というのは何度もした上で進めてきた上ではあるのですが、今後はよりしっかり確認しながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

高重委員。

○委員（高重洋介君） 火葬場の指定管理についてと、あと全体的な指定管理について、ちょっと質疑とお願いをしたいのですが、今回、火葬場の指定管理のプロポーザルですね。2者ということで、これまでの一応、広島県内の地元の業者さん、受けていただいた

ということで、もう1点が和歌山かどこか、三重かあっちのほうだったと思うのですが、ちょっと点数的に500点満点のうち、390点と300ちょっとぐらい。その内容ですね、今回の日本斎苑さんが選ばれた金額的なものとか、その内容的なものでわかれば、教えていただきたい。これ、副市長のほうがいいのですかね。

○委員長（堀越賢二君） まず、担当課から。

財政課長。

○財政課長（大川真功君） ただいま質疑がありました火葬場の指定管理ということでございます。点数がちょっとなぜ、そうなったかっていうのは各審査委員の点数の配点ですので、そこは回答はちょっといたしかねるということですが、私が担当課から聞いている主な理由としましては、職員の配置人数ですね、こちらのほうがですね、やっぱり以前と比べて新たな提案があったというふうに聞いておりました、2者ともですね、これまでと違った提案はあったのですが、今回候補者となっている日本斎苑さんの職員配置、ちょっとあまり具体的に言っていないかどうかあれですけど、の配置の仕方によって、経費の配分だとかということが適切だったので、こちらになったというふうには聞いております。ちょっとごめんなさい、この程度ですが、すみません。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） もちろん、その市内で、市内でいなければ県内、そういったところでポイントをですね、つけていただきたい。もちろんついているとは思いますが。また、私の個人の考え方では指定管理料というのは安ければいいというものではなく、やっぱり内容が市民に対して、サービスとか使いやすいとか便利とかという部分が主だと思うのですね。これ、金額だけにこだわると、どうしてもサービスの部分とかでしわ寄せが必ず来ますよね。特に、今、最低賃金も上がってきていますし、その中で材料費の高騰もありますけど、やっぱりその辺はしっかりと指定管理料をですね、払うというか、そういったところでサービスとか、いろいろなものが良くなっていくのかなという思いがあります。この火葬場っていうのは、1年を通して修繕費がかなり年間かかっていると思うのですよ。例えば、今回の図書館にしたら、図書館では本の購入まですべてが図書館じゃないですか。例えば、バンブー公園にしたら、樹木管理でもう今はバンブーが樹木管理の企業体ですか、

みたいなのを作って、すべてをやるということで抑えられるという部分があると思います。この火葬場についても、この火葬場についてはプロですから、やっぱりそういった工事をする、例えば市が入札するよりは民間対民間でかなりそういった部分では抑えられるのではないかなというふうな思いがあるのですよ。今は指定管理料、ある程度の人件費と建物のね、維持管理は見ていると思うのですが、今後そういった、かなりの年間、火葬場については維持費がかかっておりますので、修繕費と、そういった考えがあるかというところをお聞きします。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） まず、2点あったと思います。

まず1点目ですね、火葬場の指定管理におけるですね、維持管理、修繕も含めた包括的な考えがあるかということでございます。今現在においてはですね、そういった考えはちょっと持っておりませんが、確かにご指摘のようにですね、経費が上がっていく中でいかに効率よくですね、事業を運営していくかっていう点については、今、提言いただいたことも含めてですね、考えていく必要もあるのかなと思いますので、いつから実施ということとはちょっと申し上げられませんが、提言ということでですね、受けとめさせていただきます。

それから、もう1点ですね、指定管理、委託における適切な経費の負担ということでございます。こちらにつきましては、もう以前から国のほう、国土交通省のほうにおいてはですね、とりわけ工事につきましては、適切な価格を転嫁するよという通知が再三再四、来ております。直近になってですね、それに加えて、今度、総務省のほうからですね、工事とは別のですね、委託ですね、こちらについてもですね、やはり適切に価格を転嫁するよというふうな通知が最近になってきております。ということで、我々のほうもですね、委託をする際においては設計、積算をですね、以前と違った考え方で、とりわけ、人件費の見方につきましてはですね、事業者が不利益を被らないよというよな視点に立って積算を考えておりますので、今後におきましてもですね、社会経済情勢の変動を見ながらですね、適切に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） ぜひ、前向きに検討いただきたい。先輩議員もよく言われるように、例を出してちょっとあれなんですけど、解体工事にしても、やっぱり行政が出すものと民間でやるものではかなりの差が出てきますし、そういったものがこの火葬場の修繕には関わってくるのかなあと。かなり、そこら辺で変わってくるのではないかなという思いと、もう1点、指定管理料をしっかりとやっぱり出してあげるっていうのは、1つ例を出して、ちょっと話がそれるんですけど、指定管理というところで、道の駅がね、前には最初は1,500万円が出ていたものが、今850万円ぐらいじゃないですか。900万円だったか、850万円か。それって、必ずしわ寄せがあるのですよ。どこに寄るかという出店者によっているんですね、今。お弁当を作って23%の手数料を取られる。これ、600円のお弁当を売っても、実際には450、460円で納入をしているということになるのですね。余ったものは買い取らないといけない。他の業者も一緒なんですけど、そういったもののしわ寄せが指定管理料の安い部分で、安ければいい、いいんですけど、でも、そういうところで市民の皆さんにしわ寄せがいく。それでは、入れられないから値段を上げる。値段を上げると買う人が今度困るわけじゃないですか。やっぱり売り手よし、買い手よし、すべてよしで近江商人の心じゃないですけど、全体的なバランスを見てやっていただきたいというふうに思います。

何か、答弁がありましたらお願いします。

○委員長（堀越賢二君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 今、委員のほうからご指摘のあったことにつきましては、通常の施設の維持管理とあわせて、そういったいろんな修繕ということも片方ではありますし、道の駅であれば、今、言われたようないろんな物品を販売しているっていうところの、いろんな施設のそれぞれの違っているものも確かにあろうかと思えます。それぞれ、基本的には適切な維持管理経費というものを積算した上で委託をさせていただくというのが基本原則であると思えますし、今回のいわゆる火葬場の管理についても、一部というか、その庁内ではですね、経費を下げるということも一定の、当然予算がございまして、そういった意味で普通の委託で入札をするべきではっていう意見も内部的にはありましたけど、

やはり維持管理という部分をしっかりしていただくとか、市民の皆様に対するサービスという観点を重視した形の中で、こういうプロポーザルをさせていただいて、一方では必要な経費というのは委託料として見込んでっていうことで、プロポーザルをさせていただいた経緯もございますので、そういったことも含めて維持管理をしっかりといただくことと、そういった先ほどの市民の皆様、あるいはいろんな利用者の皆様へのサービスがしっかりできるということ両方がしっかりうまくいくようにですね、今後もいろんな形で注意しながら、委託に関してはしっかり見ていきたいというふうに考えております。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、ここで説明員を入れ替えます。

説明の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時27分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第59号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

DX推進担当課長。

○DX推進担当課長（吉本綱一君） それでは、議案第59号につきまして、参考資料85ページでご説明いたします。よろしくお願いいたします。

竹原市個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

1、案の要旨でございます。本案は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用事務として、住登外者宛名番号管理機能に関する事務を追加するなど、必要な規定を整備するものでございます。

2の改正の内容でございます。（1）として、独自利用事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。（2）特定個人情報の庁

内連携、情報連携を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理に関する事務を追加する、の2点でございます。

3の施行期日は、令和8年1月13日でございます。

本条例は、4の根拠規定に記載しております、いわゆるマイナンバー法を根拠とし、マイナンバーを利用した事務及び情報連携を可能にするための条例でございます。

提案の要旨でございます地方公共団体情報システムの標準化及び住登外者宛名番号機能管理機能につきまして、別紙資料にて補足説明いたしますので、別紙参考資料をお開きください。

それでは、まず、住民情報システムの標準化でございます。こちらのほうは、国が作成するシステムの標準仕様書に基づいて作成されたシステムを利用するものでございます。イメージといたしまして、下段の図をご参照ください。下段の図ですが、左側が標準化前でございます。こちらのほうが各自治体が個別に仕様を作成して、システムの業者に発注をして利用する形態でございます。そして右側、標準化後のイメージになりますが、今、国が作成する標準仕様書に基づいてシステムを利用する形態となりまして、こちらのほうが自治体情報システムの標準化の作業のところでございます。資料は上段のほうに移りますが、自治体ごとのシステムのカスタマイズによりまして、これまで維持管理や制度改正のときにですね、改正において非常に負担が大きい状況でございました。また、個別の対応となるため、住民サービスの向上のための取組というものが迅速に反映、普及することが難しいなどの課題がございましたというところではありますが、資料中段のほうにいきまして、この状況を踏まえまして、地方公共団体に対し、標準化基準に適合したシステムを利用、義務づけるというところで、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というものが成立いたしまして、原則、今年度、令和7年度末までに安全な移行を目指すこととされておりまして、今まさにその作業を進めているところでございます。そうしたことから、この国の作成する仕様書に住登外者宛名番号管理機能というものが搭載されるということございまして、次のページをお開きください。次のページですが、まず、この住登外者というものがどういったものかということでございますが、本市の住民基本台帳には登録されておりませんが、行政サービス上、記録が必要となる方のことでございます。

例でありますけれども、例えば本市に住んでおられない方が本市に不動産を所有し、固定資産税などの課税対象者となる場合や本市にお住まいで被保険者資格を持っておられた方が市外の高齢者施設へ入所する場合というものは、本市において管理をする必要がございます。こういった方が住登外者ということに該当するわけですが、この方に番号を付番して管理する機能というものが、この宛名番号管理機能でございますが、こちらのほうがこの標準化の仕様に搭載されたということでございまして、この事務を職員が執行するために、条例を改正するものということでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

川本委員。

○委員（川本円君） ご説明ありがとうございます。正直なところ、システム改修なんだなっていうのをざっくりしたところはわかるのですが、実際話を聞いて、じゃあ、何がどう変わったのか、ちょっとわかりにくかったなというのがある。実際問題、先ほど住登外者の説明等々がありましたけど、それに限らず、マイナンバーに対する住民向けにね、市民とか町民に対して、何がどう変わるのか。また、それに対して、市民は何かしなければいけないのかっていうところをもうちょっと説明いただいた方が、システムの中身までというのはちょっとね、専門職じゃないとちょっとわからないところだと思うので、そこをちょっと教えていただけませんか。

○委員長（堀越賢二君） DX推進担当課長。

○DX推進担当課長（吉本綱一君） ご質疑、ありがとうございます。市民の方に直接、何かをしていただくというものではございませんで、セキュリティ上を職員が利用できるものを限定している条例になりまして、システム上をこの住登外者の方を検索できる機能がシステムで追加されることにより、そのためにこの条例にその機能が追加されましたよっていうことを記載しないとですね、逆に職員がマイナンバーを扱うことができませんので、セキュリティを強固にするために事務を追加するというものでございまして、これが

追加されることによって、市民の方に何かしていただきとかっていうわけじゃなくて、ちゃんと透明性をもって事務をしておりますという条例になっておりますので、ご理解をよろしく願います。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、ここで説明員を入れ替えます。

説明員の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第52号市立竹原書院図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） それでは、議案第52号市立竹原書院図書館指定管理者の指定について、説明いたします。議案書につきましては13ページ、議案参考資料につきましては23ページとなっております。議案参考資料により、説明をさせていただきますと思います。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定によりまして、市立竹原書院図書館の指定管理者を指定するものでございます。指定管理者の選定につきましては、公募をしたところ1者の応募となり、指定管理者選定委員会におきまして提案内容を審査し、指定管理候補者として適当であると認めたことから、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間、株式会社図書館流通センターを指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理料につきましては、本議会において年額5,416万3,000円とし、その業務期間及び限度額について、債務負担行為として提案をさせていただきます。

説明は以上になります。よろしく願います。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） 私は図書館の指定管理というのは、ぜひ、竹原市内の業者にやっていただきたいという思いはあるのですが、確認です。竹原市内の業者がこういったことをやりたいといった方向での質問とか、問い合わせとかっていうのはなかったかどうかをお聞きします。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） この度、市内の事業者も入れるようにグループを組んでいけば、応募ができるような形での仕様書とさせていただいたところではございますが、市内の事業者からの問い合わせ等はありませんでした。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） それは前回もお聞きしたのですが、その辺はやり方だと思うのですよね。ぜひ、書院図書館ですから、前のメンバーとかにこうやったらできますけど、やってもらえませんかとかね、こういう協力ができるとかっていうのがあったらできるのかなど。そのメンバーに聞くと、なかなか難しいっていうのは聞いているのですが、市からもそういう、どう言うのですかね、協力体制っていうのがね、あって、それでもできないのか、条件だけを言って、こういうやりやすい条件ですよっていうぐらいで待っている形なのか、もっとこう溶け込んでいって、何とかこう竹原市内の事業所を、企業を育てるといった方向でいっているのかっていうのが見えないので、そういう辺りはいかがでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 市内の事業者への声かけっていうところですけども、この度はそういった形でホームページとか、そういったところに掲載するっていうようなところでは実施はさせていただいたところではありますけれども、実際声かけっていう段階では市内の事業者に対して、できていなかった部分というところももちろんあるか

などと思うのですけれども、ただ、本の購入だったり、そういったところでの市内事業者の参入っていうところや、雇用に対しての市内の方の雇用を優先するとか、そういったところでの市内の人が関わるっていう部分については、今の図書館の指定管理者の方もやっている状況ではありますので、そういった形での市内事業者の参入っていうところは、引き続きやらせていただいているような状況になっております。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 今回、年数も短いので、なかなか難しかった点もあるかと思うのですが、この準備期間の間にね、ぜひ、そういったJVでいいのでしょ。そうしたら、例えばこの会社と市内の会社がタイアップできるとか。そういう間に入って、市内業者を育てていくっていうね、育成していくっていう形も僕は必要ではないかなっていう思いはあるのです。市内の方が無理だって言われたらあれですよ。やりたい人がいるのであれば、そういう人を見つけて育成していくということも大事だと思いますので、なかなか、図書館というのは難しい事業らしいですので、皆さん、いやいやって言われますけれども、専門家と組んでやるのであれば、だんだんそれが育っていく可能性もありますので、その方向付けをしていただければと思います。

いかがでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） そうですね、そういった形で今後、この準備期間の間にですね、そういった市内事業者がどれだけのことに関われるかという部分はこれからあると思うのですけれども、そういったところも含めて、いろいろ検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

川本委員。

○委員（川本円君） 1点だけ、確認させてください。今回の指定の期間がですね、令和11年の3月31日までということになっております。場所も今のフジの敷地内でやっているところだと思うのですが。決定ではないのですが、これから複合施設の計画がありまして、これもまだざっくりしたあれですが、令和11年度ぐらいにオープンするのではな

かろうかというお話が出ております。当然、設計とか建設設計、運営も民間事業のほうに委ねるとか、そういう話も出ているのですが、先ほど言いました令和11年3月31日と今度、新しくできようとする複合施設の図書館と、これは時期はかぶっているものなのですか。全く別で考えたらよろしいですか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 指定管理期間についてでございますが、今回の3年間は複合施設の完了を見超した上での指定管理期間としております。複合施設が完成後です、これから指定管理者、新たな指定管理者が決まると思うのですけれども、その期間から、そうですね、すみません、その新しい指定管理期間を考慮した上で、ごめんなさい、すみません、ちょっと待ってください。新しい指定期間、管理期間が今度、新しく複合施設になるところが決まってくるのですけれども、それは令和11年以降ということなので、今回の指定管理期間にはかぶっていないというような状況になります。

○委員長（堀越賢二君） また、新たな指定管理者をとということ。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、説明員の方は退出していただいて結構です。

ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条第1項及び第2項の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申し出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） なしと認めます。

ここから、付託議案に関して、委員間討議を行って参ります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

追加の質疑は、皆さん、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） それでは、以上をもって、本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、本委員会への付託議案について、議案番号順に順次、討論、採決に入ります。

議案第50号工事請負契約の締結について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案第50号に反対をいたします。

○委員長（堀越賢二君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号市立竹原書院図書館の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案第52号に反対をいたします。

○委員長（堀越賢二君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案第55号に反対します。

○委員長（堀越賢二君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案第56号に反対をします。

○委員長（堀越賢二君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号竹原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正

する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案第59号に反対をいたします。

○委員長（堀越賢二君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号令和7年度竹原市一般会計補正予算第6号について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。

また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて、議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、ご了承願います。説明員は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、その他事項に移ります。説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午前 11 時 54 分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

教育委員会から報告事項があるとのことですので、これを受けたいと思います。教育次長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育次長。

○教育次長（沖本太君） 委員会の審議、お疲れ様でございます。教育委員会からこの度ですね、今井政之顕彰施設整備に向けた取組状況についてですね、ご報告を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、今井政之顕彰施設整備に向けた取組状況について、担当課から説明を求めます。

文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） それでは、今井政之顕彰施設整備に向けた取組状況について、説明をいたします。今年度5月の常任委員会にて、今井政之顕彰施設基本構想と令和7年度に取組事業について、説明をさせていただいたところです。それでは、現在の取組状況についてでございます。

1、要旨でございます。今井政之顕彰施設整備に向け、令和7年度には有識者や関係者による竹原市今井政之顕彰施設基本計画策定委員会を設置し、竹原市今井政之顕彰施設基本構想に定めた基本理念等に基づき、施設機能等の具体的方針を示す基本計画の策定及びサウンディング調査に取り組んでおり、その状況について報告するものでございます。

2、取組状況でございます。今井政之顕彰施設基本計画策定委員会を第1回は令和7年9月10日に基本構想の振り返り、事業計画等について、第2回は令和7年11月12日に施設機能と展示、体験、交流、収蔵等の施設機能等とサウンディング調査の実施方法案についてを議題に開催したところでございます。委員からは、基本構想で示した基本理念を実現するために必要な展示、体験、交流、収蔵等といった機能とその必要性について、事業計画案について、それぞれの分野を踏まえた専門的な意見や他の施設等の事例を踏まえた意見等をいただいているところでございます。

次に、サウンディング調査についてでございます。サウンディング調査の実施を行い、最終的に基本計画へ反映する予定としております。実施方法としては、各候補地ごとに設計建設部門、運営部門に分け、官民連携可能性等についてヒアリングを実施していくこととしております。このサウンディング調査の結果、事業計画、施設の規模等を取りまとめ、素案として作成していく予定にしております。

3、今後のスケジュール案についてでございます。令和7年11月からサウンディング調査の実施、素案の作成をしているところでございます。今後、令和8年2月頃に第3回の策定委員会を開催しますが、そのあと、5月頃にサウンディング結果を踏まえた基本計画案の作成、また6月から7月にかけて、第4回策定委員会の開催、7月から8月にかけて、パブリックコメントの実施を予定しており、9月には基本計画を完成する予定としております。

常任委員会への報告は、策定委員会開催後にその都度、報告させていただきたいと考えています。これから素案を策定していきますが、令和8年2月頃に素案等を議題に策定委員会を開催することとしておりますので、常任委員会の報告はその後ということで考えているところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

川本委員。

○委員（川本円君） 今更、聞くのがちょっと恥ずかしいのですが、この選定委員会というのは基本的にこれ、公開ですか、非公開ですか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） こちらにつきましては、非公開で行っているものがございます。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） その非公開の理由を教えてください。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 非公開の理由についての質疑ですが、こちらにつきましては、まだ計画案等っていうところになっておりまして、その事業等もまだ決まっていない状況というところがありますので、そういった部分について非公開という形をしている。まだ、正式に決まっていないってところがありますので、そこについては非公開という形にしているような状況です。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） これ、回数は関係なしでよろしいですか。

○委員長（堀越賢二君） はい、大丈夫です。

○委員（川本円君） ごめんなさい。正式に決まっていないというのがちょっと理解できない。どの部分が正式に決まって、どの部分が正式に決まっていないのですか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 失礼しました。今後の展示方法だったり、面積だったり、そういった規模等については、まだ正式に明らかになっていない状況というところで、そちらの議論を深めるっていう段階っていう状況になっておりますので、その時についてはまだ非公開っていうような形にしているような状況になっております。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） 個人的な話なのですが、今井先生のね、展示をすると、これ、広く観光のほうにも寄与するような事業、大きな事業ですよ、竹原市にとっては。そんな大事なことをね、非公開にするというのが、まだ私はちょっと理解できないのですけど。そ

れとですね、やはりサウンディング調査をされるということでございます。中身を見させてもらいますと、設計建設部門と運営部門に分かれて、各々官民連携も合わせてですね、ヒアリングをしていくのだという話でございます。これらの設計にしろ、運営にしろ、というのは当然のことながら、竹原市内の事業者もしくはその見識者で構成されるっていうふうな解釈でよろしいですか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） サウンディング調査の聞き取りっていうところではあるのですが、市内の事業者だけ、もちろん、そちらのほうにもヒアリングを行う予定で今進めているところではあるのですが、そこだけに限らずに、それ以外の県内の同様の美術館とか、そういったところの運営をされているところとか、そういったところにもヒアリングを行う予定ということで進めているような状況です。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） はい、わかりました。広くね、意見を聞いてから、徐々に固めていくということなのでしょうけども。ちょっと話がまた戻っちゃうんですが、この委員会ですね、やはり聞かれてまずいことを話しているわけじゃないので、決してね。今井先生を称えて、より良いもの、それから、先ほども言いました観光につなげてね、より多くの皆さんにその作品を見ていただく、集う場所にもしていきたいので、先ほど課長が言われている、決まっていないから、非公開なんですって、それが果たして、本当にそういう理由なのか。それで、それはしょうがない理由ですねとは私は思えない、思えないのですね。そう思いませんか。やっぱりオープンにしてから、皆の広く意見を聞くとか、皆に知っていただくということのほうがむしろ大事で、公開すべきではないですか、今からでも。そのことについて、どういうふうに思われますか。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） この会議の公開についてはですね、先ほど課長が答弁したように、まだ事業の規模なり、具体的な内容を定める段階というようなところで、各委員さんからは率直な意見、忌憚のない意見を聞くために非公開にしているっていうようなところもでございます。それで最終的にですね、市民の皆様いろんなご意見なり、この計画に対す

るですね、質問等についてはですね、パブリックコメント等を実施してですね、そちらのほうでお聞きする中で市民の声の反映というものを考えていきたいと、そのように思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） 最後にします。今、次長の答弁を聞いてから思うことです。当然ここにね、スケジュール表にはパブリックコメントを実施しますよという、その時点ではもう基本設計はできているわけですよ。おそらく、住民にはこういうものを造りますよ、規模はこれぐらいですよっていう趣旨説明をしてから、そこでパブリックコメントを聞いてから、その基本設計が変わるとは思いません。

先ほどからご説明の上ではね、まだ基本的なその大きさであるとか、規模が決まっていないから非公開っていうのであれば、その辺りがある程度、方向性が見えて決まったら公開するっていうふうに思ってよろしいですね。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） パブリックコメント、市民の声が反映されないっていうふうなご意見ではございますが、その反映すべきかどうかについてはそのパブリックコメントの意見の内容を踏まえて、反映するかどうかについては判断するものでございますので、すべてパブリックコメントで出た意見を反映しないっていうようなことには繋がりませんので、その点、まずご理解いただきたいと思います。

これが決まった後にはですね、しっかり公表できる部分については公表して参りたいと、そのように考えております。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） だから、その整理すると、今、最初におっしゃったね、まだ大きさとか、そういうのが決まっていないから公開しませんって言われちゃった。決まった後以降は公開するでいいですよっていう、そこだけの確認をお願いします。順次公開するじゃなくて、それ以降はやっぱりオープンにされたらどうですかっていう思いがあるから、その確認だけをお願いします。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） これから、素案をまとめていくような形にはなるのですけれども、そういったものがまとまり次第ですね、もちろんパブリックコメントっていうところは実施はするのですけれども、それまでにまとまり次第、公開っていうところに向けて準備を進めていきたいっていうふうに思います。委員会のですね。

○委員長（堀越賢二君） 来年の2月ぐらいに素案ができてくるので、このスケジュール案を見ると。準備を今しているっていうことですね。

その都度、委員会のほうにも説明はありますので、先ほど答弁があったように。

○委員（川本円君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） まず、この今井政之顕彰施設っていう、このものすごい、何か、ここって何か、今井政之氏とか、何かあったほうがいいのではないかなと思うのですが、普通こういうものなのですか。そこは大したことではないので、そこがちょっと僕は疑問、さんとかね、氏とかっていうのは。何か、失礼に見えるのですが、そこはどうかっていうのは。ないのが普通なの。そうなのですか。

○委員長（堀越賢二君） 今、大川委員が質疑をしておりますので。続いて、質疑をどうぞ。

○委員（大川弘雄君） やはり、今井政之先生の作品を多くの人に見ていただきたい。そして、できれば、それが観光に繋がってほしいという思いは皆さん一緒だと思います。その点からすると、この今見えるのは1つの陶芸の部分だけの顕彰施設っていうふうに見えるんですけども、先ほど言った目的からすると、これを美術館としてね、一体型でやったほうが多くの入場者もあるし、いいんじゃないかなという思いがあります。それは、そういった感じのことはこの委員会には案として出ているのでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） こちらがですね、5つの機能ということで、展示、顕彰はもちろんなのですけれども、体験だったり交流だったりっていうところも1つの機能に入れるということですね、例えば、飲食だったりとか、体験、陶芸体験だったり、

そういったところの観光的な視点っていうところも入れながら、検討しているような状況というふうになっています。

○委員長（堀越賢二君） 美術館との併設等は検討されておられるかという意見が出ているかどうかという質疑だったと思いますので、その点について、答弁願います。

教育次長。

○教育次長（沖本太君） 現在っていうのですかね、竹原市美術館があったときの機能というのが、まず大きく3つありました。池田コレクションの機能、それと市民ギャラリーの機能、これが竹原市美術館の1階と2階にまずありました。それと、今井先生の顕彰の機能については現在もですが、重伝建地区の中の光本邸の中にある。その3つがある中で、美術館をこの庁舎が移転するということで休館して、今は廃止にもなっておりますが、その機能を再編するときにはですね、美術館を廃止した後に今井先生がお亡くなりになってですね、いろいろご寄附をいただいたというようなところもあって、その再編をどうしていくかっていう議論を教育委員会の内部でも行いました。美術館機能とその顕彰施設機能を一緒にするっていう、そういう案もあったんですけど、県内の何ていうのですかね、例えば平山郁生先生でありますとか、奥田元宗、小由女さん、そういった文化勲章を受けて名誉県民になられている方というのは、やっぱり単独の顕彰施設があること。それとごった煮に、美術館機能と全部合わせることで、その顕彰の何ていうのですかね、その施設の魅力がですね、我々としたら分散してしまっ、魅力が分散するっていうんですかね、してしまっ、やっぱり魅力、価値を高めるためにはそれぞれの機能を別個にしたほうがいいのではないかって、そういう議論もあってですね、この顕彰施設については、別個で整備をしたほうが望ましいっていう方向で考え方を整理をしているんですけど、この顕彰施設の中にですね、最終的にこの今井先生がこの窯を築いた竹原市のゆかりのあるものとして、池田先生からもらったコレクションとか、頼家のものとかを合わせて展示するというのは、今後の可能性としては十分あるかなっていうふうには思っております。ただ、すべてを1つのものにしてやるっていう方向では今のところは考えておりません。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 検討委員会の策定委員会の中でそういう議論が出ていたかって

というような質疑の意味合いもあったと思うので、教育委員会ではなくて、この計画策定委員会の中でそういう様々なところから意見をいただいているので、まさにそういう議論があったのかっていう質疑だったと思いますので、その点について、答弁できますでしょうか。

教育次長。

○教育次長（沖本太君） 検討委員会の中では特にそういった議論はございません。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） まず、その理想論はいいと思いますよ。僕も今井先生の部分で立派なのがあったらいいと思います。ただ、個人名をあげてはいけない、いろんな全国にいろんな人のがありますけども、じゃあ、そこに何人行ってというのは確認しているのかね。僕が行ったときには、あまり人がいなかったですよ。あったほうがいいのかもわからない、その家族の人たちもそういうものは残してほしいかもしれないけど、それを個人が運営するのであればいいと思います。ただ、今のところ、この感じだと市の運営のようにも見えますので、市が関わってやるのであれば、予算のことが入ってきますので。美術館をやらないのだったらいいですよ。でも、美術館はほしいじゃないですか。ましてや、今、倉庫に置いているものもお金がかかっているわけですからね。倉庫代ってものすごい額なんですね。そういったものを考えると、早く美術館もしないといけない。この顕彰施設もしたい。そうしたら、やっぱり一体型にして、今井先生に興味がある方も池田さんのコレクションを見ていただければいいし、池田コレクションを見たい人が今井さんのコレクションも、言い方は悪いですけど、ついでみたいだね、「あっ」て言って、見ていただけるのも大事なことはないかと思うのですよ。誰かを見るための目的っていうのもあっていいと思いますけど、それは特別展でもあるわけですから、ぜひ、そうしていただかないと、議員の間で意見が出ているのは2か所、例えば造りますね。町並み保存地区とどこかに造って、美術館と顕彰施設を造って、管理が倍いるわけでしょ。夜のこともある。そういったものも考えたら、やはり失礼にならない範囲で1つにまとめさせていただいて、小さいものやっていくというもので詰めていかないと、それは10億円でも、誰か30億円か

かるとか言っていましたけど、30億円かけてやるのだったら、難しいのではないですか。多分、30億円っていうのはどこから出てきた数字か知らないですけども、何かそんな話も飛んでいますけども、いいものを極力費用をかけずにということになると、1つの施設でやるほうがいいのだと思いますし、それを市がやるのであれば、それが最もだというふうに考えますけど、いかがですか。費用対効果。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 委員がおっしゃられるようにですね、この財政的課題っていうのは非常に大きくてですね、重要なことだと考えております。先ほど申し上げましたが、池田コレクションについての再編、いろいろ、展示機能の再編については池田コレクションとギャラリー機能についてはですね、複合施設の中に一部設ける形で今整理をしておりますので、どうやっても機能は分けながら、ただ、今井政之先生の顕彰施設の中においても、一定のその池田コレクションが展示できたり、頼家の古文書が展示できたりっていう機能をあわせ持たせるっていうことは可能ではないかと、そのように考えております。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） すみません、今の答弁だと、要は美術館は建てないということですね。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） そうですね。美術館を単独のもので整備するっていう方向では考えておりません。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 複合施設の中に美術館というのを初めて聞いたのですけども、市民館と図書館ということがメインですよね、我々がやる部分では。民間のエリアは民間にやっていただいて、竹原市がやる部分は基本、市民館と図書館じゃないですか。その中に美術館も入るということで方向性が出ているのですか。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 大変申し訳ありません。その公共施設ゾーンの計画を具体的にこの場で議員さん達にどのように説明されたかっていうところまでちょっと把握はしては

いないのですけども、複合施設の中にそのギャラリー機能ですよね、だから、その池田コレクションを展示したり、市民の皆様の作品を展示できるような機能を入れた形で今、提案を待っているという状況でございます。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） それは聞きました。それと、美術館を建てないっていうのはまた別のことだと思っていたので、それで美術館を建てない方向でやるのであれば、また僕らもいろいろ考えないといけないので、その辺はちょっと詰めてもらわないと。今は町並み保存地区に美術館を建てて、海のほうに今井さんの顕彰施設を建てるというふうに思い込んでいますので、その辺は違うということですね。はい。

ただ、それは……。いやいや、美術館は別に建てないのでしょ。ただ、見ていただくということに対して、町並み保存地区っていうのはどうしても僕らの頭にあるのですけど、それをまた同じように、誰も来なかったエリアに、このエリアって前、美術館があったじゃないですか。そこにまた何ですかね。それは、またにしましょう。要は、僕はその一体型でやっていただかないとなかなか賛成できないなという思いがありますので、それを表現したいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） 策定委員会のメンバーの方々の意見も大事だと思うのですが、市民がどう考えているかっていうところも大事だと思うのですよね。一部かもしれませんが、私の周りではほとんどの方がもうほぼ99%、単独の施設はいらないという声です。そういう声は聞こえてきませんか。どうですか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 直接っていうわけではないのですけれども、いろいろなところからそういった声っていうのは一部聞こえているような状況かなというふうに思います。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） 賛否は必ずね、あると思うのですよ。これだけの功績を残された先生でもありますし。ただ、名誉県民でもありますよね。竹原市だけが予算を出すのでは

なしに県からも予算をもらえばいいし、そういった中で造っていく方向性にすればいいのかなとは思いますが、全くそういう計画はないと。私、例えば建築関係ですけど、家を建てるときにまず決めるのは場所ですよ、一番に。場所が決まらないのに建物の大きさとか向きとか駐車場とか、これ、絶対決まらないですよ。その辺についてはどのようにお考えですか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 今、候補地も含めて、これからサウンディング調査を行うこととしているという状況ではあるのですが、この候補地であればどのような形がいいのか、どういった面積だとか、どういった機能なのかとかということも含めて、それぞれの候補地でいろいろちょっと、今の段階では考えているっていうような状況になっています。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） ちょっと無駄ですね。場所を決めれば、1つしか考えなくていいわけじゃないですか。まず、どれぐらいの人の通りがあるとか、どれぐらいの広さの土地があるとか、この場所ならこれぐらいの駐車場がとれるとか、向きはどうだとか、高さはどうだとか、危険区域に入っていないかとかね、南海トラフのときには大丈夫かとか、いうようないろんな意見がね、一遍に済むわけですよ。そこで含めて、複合施設のこれからの計画もあります。美術館も池田勇人先生のものとかね、他のいろんなものも合理的に考えれば、別々にする必要もないし、あと、大事なのはやっぱり市民の声をしっかりと聞くべきではないのかなと。財政難、財政難、財政難と言いながら、庁舎をリフォームして、これから複合施設もやっていくわけじゃないですか。また別の建物となると、これ、市民に負担がいくわけじゃないですか。そこで、先ほど大川委員が言われたように、費用対効果が望めるならいいですけど。儲けるためにやるのではないのですよ。やっぱり、いろんな人に知ってもらおうというのはこれ、大事なことです。しかし、そこに人が来ないと知ってもらえないわけですよ。その辺をすべて一遍に考えたほうが。これ、正直言って、検討委員会ですけど、4回ぐらいしか、策定委員会か、開かないわけでしょう。その4回で決まるのですか、これ。まだ場所も決まっていないのにこれから。報告があったときには

「ここです」みたいな形になるのですよね。でも、これ、必ず覚えていてほしいのが議会の議決が要ります。そこだけは忘れないでください。

それを今話を全体的に、教育次長、お答えできればお願いします。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） この顕彰施設の設置場所とですね、その財政運営を見越した上での整備の時期とか整備規模とか、そういったことは非常に重要なことというふうに思っております。基本構想のときに委員会でその構想委員会の中でまとめたのは、やっぱり豊山窯周辺が望ましいのではないかっていうふうな一定の答えを出しております。その背景としてはですね、やっぱり基本理念、この施設の基本理念が陶芸家今井政之の平和を希求し続けた姿と功績を広く伝え、竹原への愛着と誇りを育むとともに、竹原を愛するすべての人が学び集える施設というふうにしております。平和を希求した姿と功績を広く伝えていうこのコンセプト、この理念をしっかりとその施設に持たせるためには望ましい地としたら、やっぱり豊山窯がいいのではないかと。集客を考えたときに、重伝建地区にいられた方がついでに寄るっていう施設ではなくて、いろんな顕彰展示施設以外の例えば、海の景観とか体験ができるようなそういった機能とか、そういう付加価値を施設に持たせることによって、より観光客を集客ができるような施設になる可能性がある、そういったようなご意見とかが出ておりますので、いずれにいたしましても、今後、サウンディング調査とかをして、そういった意見の何ていうのですかね、より根拠付けっていうものができるのかどうかも踏まえてですね、しっかりとこの設置場所のほうは検討していきたいと、そのように考えております。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） 私の意見も一部ですし、いろんな意見が当然出てくると思います。しかしながら、財力のある人たちに屈して造るようなことだけはしてほしくないという市民の皆様も望んでおりますので、多くの市民の皆様の意見をしっかりと聞いて進めてください。

以上です。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私も今、場所の問題でちょっと話が出たので、重複するところがあるかもわかりませんが、先ほど説明の中でサウンディング調査についてというところ、設計建設部門ということで候補地ごとにとというのがあったので、今、どこかをちょっと今聞きたかったのですが、今の次長の説明では海岸のほうとかという、一応説明していますというような話があったり、この議論の中では町並みとかね、いろいろこう、出たりしましたけれども、今ここに書いてある設計建設部門、その候補地というのは、端的に言えば、海側とこの町並みの2か所のほうを調査するというような考え方に絞られているのでしょうか。ちょっと、そこを確認したい。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） サウンディング調査につきましては、その豊山窯周辺と町並み保存地区、この2か所を候補地として、サウンディング調査を行う予定としているような状況です。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

道法委員。

○委員（道法知江君） 今、ずっと聞かせていただいているのですが、頭の中で皆、私も含めてそうなのですが、市民の方もそうなのですが、今井政之先生の顕彰をしていかないといけないってことはよくわかる、もちろん。やっていこうってことはわかるのですが、そこであるならば、例えばその観光客とかをどうするのか、集客をどうするのか、またそこにお金が落ちていただけるようなことの仕組みもどうなるのかってということも併せて検討していかないといけないと思います。

それで、11月12日に第2回の策定委員会がされているということで書いてあるのですが、サウンディング調査の実施方法もここでもう出ていると思うので、今日はもう27日です。今後のスケジュールの案を見ると、11月はサウンディング調査の実施、素案の作成となっております。今の現段階で11月27日、今日ですので、この辺のサウンディング調査の実施内容とか、あるいは素案の中身は一体どういうものか、教えていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 答弁、時間かかりますか。

文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） まず、サウンディング調査の実施内容についてですが、今そういった打ち合わせ等を行いながら、実施に向けた準備をしているような状況ではあるのですけれども、サウンディングについてはこれから事業者、ヒアリングを行う事業者を公募とか声かけを行いながら、実際サウンディング調査自体は1月ぐらいに行う予定としているような、ヒアリング自体は1月ぐらいに行う予定としているような状況でございます。

また、素案についてでございますが、今そういった規模だったりそういったもの、展示内容、事業計画等を検討しているような状況でございますので、そちらのほうを取りまとめながら、素案をまとめていきたいと考えているような状況です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） その辺の説明がよくわからないのですよね、議会の中で。実際にもう少し中身がわかりやすいように、ヒアリングの中身、声掛けの、どういう状況でどういう声掛けをしているのか。どういう方を対象に声かけをしているのか。素案の作成とは、どういうことが素案になるのかを教えてください。

○委員長（堀越賢二君） サウンディング調査をしてもらうところですね。

答弁はどんなでしょうか。

文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 今、サウンディング調査については、建設と維持管理とか運営とか、そういった部分について、これまでの美術館だったり、そういったところの実績があるところに対して募集をかけようと準備を進めているところです。また、こちらについては、支援業務ということで委託をしていますので、そちらのほうからの声かけということで、大体10者ぐらい声をかけてヒアリングをする予定としているような状況になっています。

素案につきましては、今、展示機能、こういった機能を持たせるべきか、施設の中にどういった機能を持たせたらいいのか。また、それはどのような規模なのか。そこで何をするのか。動線はどのような形なのかというようなものを今検討してまとめているような状

況になっているってところです。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 大変すみません。今、課長が説明したこの素案っていうのは、基本計画の素案をイメージしていて、サウンディング調査の結果の素案というイメージではありません。サウンディング調査をしていただくためにはこの基本計画の中で定めていくようなある程度の事業規模とか、そういったものがある程度ないと事業者の正確な意見聴取っていうのですかね、その辺ができないというところもありますので、そういったところを併せてやっていくっていうのが、その事業規模とか、そういう場所とかの決定も併せながら、このサウンディング調査をやっていくっていうことでちょっとご理解いただければと思うのですが。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 建設とか運営ということは、美術館の実績があるところには、聞いていると10者ぐらいあるっていうことだったですよ。

素案の中身ということになると事業規模、事業規模っていうのはある程度わかっていた上でじゃないのですか。事業規模がわからないのですよ、私たちも、全然。どういう事業規模になるのか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 事業規模なのですけども、基本理念の中に示す展示だったり、収蔵だったり、体験だったり、そういったところが実現できる施設ということで、どれぐらいの規模であればそれが実現できるのかっていうのを今検討しているような状況なので、その規模自体も今検討中っていうことになっています。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 市財政を見ると、先ほども高重委員も言われました。お金がいくらあっても足りないような計画では全くもっていけないなと思う。莫大な予算がね、十分つけられるというのならわかるのですけども、そうでもない状況であるので。これだと本当に策定委員会の方たちも困るような内容かなというふうに正直思います。やっぱり、費用とかある程度の規模をこの程度でやっていきたいというものを執行部のほうから出すべ

きだと思うのですが、それはいかがですか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） もちろん、その部分っていうのは認識しているような状況というところではありますので、理想と現実ではないですけども、これぐらいの規模があったらいいなって言いながらも、最低限ではないですけど、そういったところで必ず必要、絶対要るものと、あればいいなって思うもの、そういったものを仕分けしながら検討しているような状況っていう形になっております。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 本当に重要なのは今井先生の顕彰は大事と市民の皆さんも思っていると思う。それと併せても、池田コレクションもそうだし頼家のものもそうだし、皆大切なものなのです。そこをしっかりと検討していただいた上で、市民の皆さんに説明が行き渡るように理解していただけるような施設にしないといけないというふうに私は思っておりますので、今井政之顕彰の施設だけが先に、また策定委員会の方たちだけが決めていく。あるいは執行部がもうある程度、構想があるってということと、市民の方との乖離があまりにもありすぎると、これは議会としてもなかなか承認していただくというのは厳しいのかなと正直思いますので、その点について、最後ご答弁いただければと思います。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） そうですね、委員ご指摘のことは非常に重要なことと我々も認識しておりますので、しっかり市民の方にですね、ご理解していただけるように我々も説明を尽くして参りたいと、そのように考えております。

よろしくお願いたします。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

ないようですので、説明員の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、次に閉会中の継続審査の申し出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。

委員の方で継続審査、調査について、ご意見等はございませんか。

川本委員。

○委員（川本円君） 今、高重委員からもありました。今の今井先生のことに関して、個別のところを入れてはどうですか。ちょっと、やっぱりその流れ的に非公開であったり、市民の意見が反映されないまま、何か進みそうな気配がちょっと臭いがあるので。当然、当委員会に対してもやっぱり逐次連絡、報告をしていただけないとやっぱり、一応市民の負託を受けてここに座っておりますので、それらも含めて、そういう意味を含めて、やっぱり個別の中にこの今井先生のをに入れていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 賛成です。それと、僕は美術館の在り方も一緒に入れていただかないと今の話だとなくなるような雰囲気聞こえたのですけども。その辺も含めて、やはり調査する必要があると思います。

○委員長（堀越賢二君） 現時点での計画はないということで先ほど答弁がありましたが、美術館のほうまで入れてしまうと、どう言うんですかね、現在挙がっている問題として、先ほど委員の皆さんから多く意見をいただきました今井政之顕彰施設整備、こちらについて、現在進んでいることでもありますので、答弁の中で委員会に対しての説明という答弁もありましたけれども、これはやはり個別案件として委員会でしっかりと注視していく必要があろうかと思えます。それが先ほどの皆さんの質疑そのものだと思いますので、この個別案件に載せる取組、施設整備についてという、どういうふうな文言にするかは少し検討はさせてください。個別のほうに先ほどの美術館のような文言も含めたほうがいいのか、そこらも含めて、先ほどの美術館よりはどうしても今井先生の顕彰施設の整備のほうが個別案件として、我々委員会が関係するものだと思います。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） 今のこの取組の部分ではそれでいいと思うのですけども、将来的なことも考えると美術館というのは必ず必要だと思うんですよ。文化の継承とかね。今井さんのだけが文化ではないのですから。池田コレクションもあるのですから。それを放っ

ておいて、どこかに展示したらいいかっていうことも一切聞いたこともないし、その在り方についてね。僕はその場所はどこであれ、美術館と今井先生のが合体したものであれば、賛成しやすいですけど、別々でって言われるとなかなか金額的に難しいなというふうに頭の中で思っていますので、ぜひ、その美術館の細かいところはいいですよ。一緒にできないのかっていう部分だけでも入れていただければ幸いなのですが。

○委員長（堀越賢二君）　ということであれば、個別の具体的な名前を載せるよりは竹原市の文化施設の整備についてというような文言にしてはどうかと思うのですが、そういった方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。

それでは、個別案件につきまして、竹原市の文化施設の整備についてというものを追加いたします。

他にご意見はございますでしょうか。

道法委員。

○委員（道法知江君）　先ほどの答弁にあったということなのですが、この策定委員会の傍聴はできない、決定するまでできないという見解なのでしょうか。

○委員長（堀越賢二君）　非公開ということはそういう意味合いだと思いますが、今後の会議体において、それは現時点では非公開ということで、追って報告があるという答弁だったので、現時点では傍聴は許可されないものだというふうには思っています。ですので、文化施設の整備についてというところで、策定委員会で方向性とか進んでいる状況というのを委員会において説明をいただくっていうのが、個別案件に入れていたらできるのかなというふうに思います。

逆に委員会の意見として、この整備についてどう思うかっていうのをやはり反映してほしいっていう、その意見の場は委員会で協議するべき部分だとも思いますので、市民の方から多くの意見もいただいているそれぞれの委員の皆さんですから、そういったようなものがこういう計画の中に反映すべきものだというふうに思います。事後報告で決まったからこれでいきますっていうものでは、やはり予算も大きいものになりますし、せっかく造

るのであれば、多くの皆さんに作品を見て、触れていただきたいというのがありますので、その点について、委員会のほうでまた調査して参ります。よろしいですか。

他にご意見がないようでしたら、先ほどの皆さんの意見を踏まえ、個別案件のほうも踏まえ、議長のほうに申し出ることに対して、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の予定は終了いたしました。

その他ですが、委員のほうから何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、以上をもって、総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後0時43分 閉会